

久留米市運賃協議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）設置要綱第13条の規定に基づき設置する、久留米市運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運賃協議分科会は、道路運送法第9条の規定に基づき、地域における需要に応じ地域住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議するため設置する。

(協議事項)

第3条 運賃協議分科会は、前条の目的を達成するために必要な事項を協議する。ただし、次に掲げる軽微な事案を除く。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) その他運賃協議分科会が軽微な事案と認める場合

(組織)

第4条 運賃協議分科会は運賃協議分科会長（以下「会長」という。）及び委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、久留米市都市建設部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、運賃協議分科会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 運賃協議分科会の委員は、次に掲げる者により構成し、会長が選任する。

- (1) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (2) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (3) 地域住民又は利用者の代表

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、これを認めない。ただし、前条第2号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議)

第8条 運賃協議分科会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を進行する。

3 運賃協議分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 運賃協議分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(傍聴の取扱)

第9条 運賃協議分科会は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会議に諮って傍聴を認めないとすることができるものとする。

2 その他傍聴に関する事項については、久留米市地域公共交通会議運営要領に準ずるものとする。

(議事録)

第10条 運賃協議分科会については、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第11条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって運賃協議分科会の議決に代えることができる。

(報告)

第12条 運賃協議分科会は、協議結果について、必要に応じて地域公共交通会議に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関して必要な事項は、運賃協議分科会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和8年 1月16日より施行する。